

## 第2回あり方検討会での主な指摘事項

### 国際希少野生動植物種の流通管理強化

#### 登録票の有効期限（更新制）

登録の更新制度については、新たな費用が発生する場合、一般所有者が費用負担を嫌い、個体を放棄してしまう可能性もある。

登録票の更新制は、個体識別して登録票と1対1で対応させない限り、機能しない。登録票と対象個体が同一であることを示してもらう必要があり、その手法について検討が必要である。

登録票の更新制の導入や登録拒否の明確化は実施すべき。個体識別措置や登録票の更新制は、実施可能で市場価値の高い種から取り入れるべき。

更新制は必要だが、柔軟な対応が必要。種の絶滅を防ぐことが制度の目的であるため、個体数が少ない種等について導入を検討すべき。

#### 個体識別措置

アジアアロワナについては、登録票へのマイクロチップナンバー記載再開による販売業者側の負荷はあまりないが、登録機関の作業増加により、登録票発行が遅れることが懸念される。

マイクロチップ装着の義務化を行う場合、装着方法等に関する指導・周知が必要。また、業界に対して、制度改正等に関する情報発信が必要である。

登録票の更新時に個体識別情報の確認が必要になると、登録業務のための人員増が必要。アロワナについては、輸入時に埋め込まれるチップの規格や埋め込み位置が任意という技術的な課題がある。各分類群や器官等に対応した識別措置を検討する必要がある。

マイクロチップは非常に小型化しており、個体への負担等は全く問題ない。更新時の個体識別情報の確認をどう実施するかが課題。登録票を回収する際にチップも回収すれば、チップの付け替えは防げる。

マイクロチップを個体識別に用いるのであれば、挿入箇所も含め、ある程度の規格化が必要である。

例えば、アロワナのように、個体数が膨大で輸入時に個体識別されている種について改めて個体識別等を実施するかどうかは、必要な手間も含めて検討すべき。

#### 適切な登録業務を更に推進するための措置

流通管理強化のためには、罰則の強化や輸入業者の登録制等について検討が必要である。

#### 交雑種の取扱いの検討

交雑種について、水際規制をすり抜けた個体については規制が必要。対象種については柔軟に検討すべき。

例えば、オオサンショウウオ属としてワシントン条約に登録されているため、外来種であ

るチュウゴクオオサンショウウオも規制対象となり、保全活動上の手間が増している。ワシントン条約では交雑種も規制対象としており、種の保存法でも対応とするかどうか、検討が必要である。

交雑種の扱いについては、交雑種を規制対象から外したい事例と、規制対象に加えたい事例を挙げてみた上で、判断していく必要があるのではないかと。

交雑種については、原則論をつくるのではなく、交雑種の流通が原産地の種の保全に問題を起こしているのであれば、種ごとにケースバイケースに対応を検討する必要がある。

DNA 解析の進展により、今後、種はますます分化し、それに伴い交雑種も増加していくことが想定される。

交雑種については、ワシントン条約で定義されている「類似種」のように、本来保護すべき種の保護のために規制することが必要かどうか、基本的な論点である。

#### インターネット等の新たな流通形態への対応

登録した個体等の広告は規制済みなので、取締りを強化すべき。

特にオンライン取引について、特定国際種事業者であることの表示を義務化すべき。

#### その他

利便性向上のため、登録申請の WEB 化を希望する。

国内に存在する全形象牙や一定サイズ以上のカットピースも登録を義務付け、国内在庫の把握、取引の動向監視に活用すべき。また、サイについても、より一層の在庫・流通管理が必要である。

生息国で輸出禁止している種等について、国民による国際希少野生動植物種への指定提案制度の導入等により、規制対象種とすることを検討すべき。

原産国で輸出禁止している種に関して、原産国が提案すれば、国際審査がなくとも附属書に掲載され、条約の規制がかかる。また、ワシントン条約の附属書の掲載種では、外為法の事前確認制度がある。種の保存法で更なる対応が本当に必要か、検討する必要がある。国内で適法に捕獲された国際希少野生動植物種を譲渡し等する場合には、適法捕獲個体であることの表示を義務付ける必要がある。

海外に流出した国内希少野生動植物種の押収標本について、返送手続きを明確化する必要がある。

譲渡し等の許可について、申請した目的と明らかに異なる実態がある場合等には、許可の取り消しを厳格に行うべき。

飼育施設以外に関しても条件を付けられるようにすべきでは。措置命令についても、種の保存法は規定が弱い。

ワシントン条約では、附属書 I や II に該当する種について、生物学的・生態学的な状況を考慮する等により、科学的知見に基づき年間の許可個体数等を決定するよう、定められている。国内取引の場合にも、科学委員会の設置の議論にあわせて、同じような制度について検討すべき。